

＜名古屋市の国民健康保険の番号（8桁）の確認箇所＞

令和6年度歳入 国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書

年度の期間にかかる国民健康保険料のお知らせです。

年度の期間にかかる保険料額を決定しましたのでお知らせします。

年 月 日

この通知書は、

年 月 日現在で作成しています。

※表の見方

前回……………この通知書以前にお知らせした額です。

今回……………この通知書によりお知らせする今回決定した額です。

納付済額……………年 月 日頃までの納付分です。

(保料徴収分については、納付済額に反映する段階で追記されます。)

市 民 課

お問い合わせの際は、左記の番号(8桁の数字)をお伝え願います。

※通知書の交付理由

※保険料の納付方法

国民健康保険は被保険者の保険料で運営され、保険料は、納期限までに納付してください。

減額の特典に該当する場合は、申請により保険料が

太枠(赤枠)内拡大

市 民 課

こちらをご確認ください。

保険料の納付義務者

国民健康保険では世帯を単位として保険料を算定します。

保険料の納付は、国民健康保険の被保険者資格の有する世帯の世帯主にお願しています。

この決定に不服がある場合は、この決定があった日から起算して3か月以内に愛知県国民健康保険審査会に審査を請求することができます。また、審査請求後に取消訴訟を提起することもできます。詳しくは裏面をご覧ください。

1 被保険者氏名・保険料の計算対象となる月(年度の期間にかかるものです。)

被保険者氏名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
※当該年度の保険料が1か月以上かかっている人												

年度の途中で40歳または65歳になる人の介護分の計算期間や、年度の途中で65歳になる人の保険料の計算期間等は、裏面の「国民健康保険の被保険者資格と保険料について」内の説明をご覧ください。

2 保険料額の計算方法 (①～④はそれぞれ右の面に対応しています。)

保険料額①=所得割額①+均等割額①+減額額①+子ども・高齢者減額額①+減免額①-独自控除額①

※1 所得割額①=基礎となる所得額②(被保険者全員の合計)×税率

※2 年間保険料額が最高限度額の場合は、所得割額①=保険料額①-均等割額①

※3 均等割額①=1人当たり均等割額(年齢)×被保険者数①

※4 1人当たり均等割額(年齢) 医療分 円 介護分 円

※5 減額額①、子ども・高齢者減額額①、減免額①、独自控除額①については別紙をご覧ください。

年度の途中で被保険者数などの異動があった世帯は、加入月数に応じて保険料を計算します。

3 暫定減額

4月と5月の保険料額は前年度の年間保険料額を前年度の加入月数で割った金額(100円未満切捨て)です。(詳しくは裏面の「暫定減額と本算定」をご覧ください。)

4 最高限度額 (年度)

保険料には最高限度額が定められており、1年間の保険料は次の金額が上限です。

医療分限度額 円

介護分限度額 円

介護分限度額 円

5 納期限

各月の末日(12月においては、翌年の1月4日。ただし、これらの日が休日等(土、日曜日または祝日等)のときは次の休日等でない日。)

6 納入場所(納付書にてお支払いいただく場合)

銀行などの金融機関、区役所、支所、市役所、名古屋市指定コンビニエンスストア

※この通知書ではお支払いできません。

7 歳入科目

(公財) (国) (県) (市) (区)

国民健康保険 国民健康保険収入 保険料 国民健康保険料 国民健康保険料

※(表裏) (区分)

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
前回	円	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円

※(表)と表示されている月は、その月の徴収方法が普通徴収(毎金天引き)であることを意味します。

納付月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前回	円	円	円	円	円	円
今回	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円

今回の決定により納め過ぎとなった場合、後日、還付通知を送ります。

※令和7年4月以降の保険料額(予定)

保険料額	円
------	---

※保険料額算定内訳

区分	基礎となる所得額②※2	所得割額①	均等割額①	減額額①	子ども・高齢者減額額①	減免額・独自控除額①	保険料額①※1
医療分	円	円	円	円	円	円	円
介護分	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円

※1 保険料額①は、医療分・介護分・介護分のそれぞれについて、10円未満の端数を切り捨て、合算しています。

※2 裏面の「基礎となる所得額について」により算出した金額を被保険者全員で合算したものです。

※3 介護分は介護保険第2号被保険者(65～69歳の老人)にかかります。